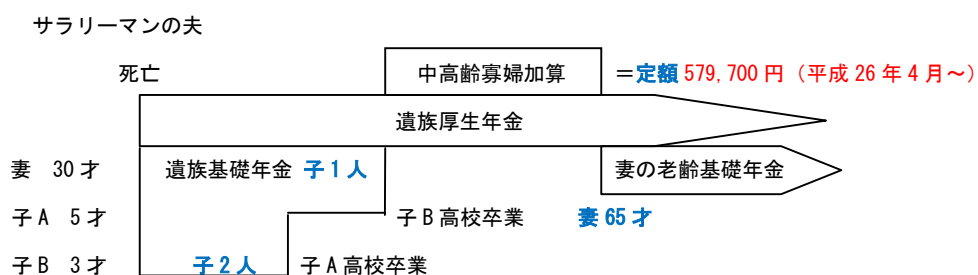


改正 1-9

公的年金（遺族給付）

1 遺族基礎年金の受給

▼遺族年金のイメージ図



— 略 —

■年金額

基本額 = 772,800 円 (平成 26 年 4 月～) が受給されます。

(途中省略)

子の加算額 (平成 26 年 4 月～) は、子 2 人目までは 1 人につき 222,400 円、子 3 人目以降は 1 人につき 74,100 円です。

以上、赤字の個所を修正しました。